

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2021年3月25日

控訴人らの主張の要旨(利水関係)

控訴人ら代理人弁護士 高橋謙一

第1 はじめに

本件訴訟の内容を一言で述べるならば、「被控訴人らが行う予定の本件工事は、控訴人らとりわけ『13世帯』の基本的な人権を侵害するが、本件工事には、そのような人権侵害を正当化する公益性がないので、差し止められるべきである」というものです。ここでいう「公益性」には「利水」と「治水」があります。

弁論更新に当たり、私からは、その利水という公益性がないことについてこれまで控訴人らが行った主張の「本質的部分」に関して、簡単に述べさせていただきます。

第2 利水における公益性

1 利水において本件工事が必要かどうかということは、「佐世保市の水需要を満たすために石木ダムは不可欠かどうか」と言い換えることができます。しかしここで注意が必要なことは「佐世保市の水需要を満たすために」というのは、「佐世保市が『水が足りない、水が欲しい』と言えればそれでこと足りる」というものではないということです。そのような主観的な理由で公共工事が正当化できないことは明らかでしょう。

2 そこでの「必要性」とは、「近い将来(2019年度水需要予測では2038年)に佐世保市の需要が今よりも増えると予測できること」です。もちろんこの場合も「佐世保市が『水需要が増えるはず』と言えればそれでこと足りる」というものではありません。客観的かつ合理的な予測が必要です。

3 しかし、佐世保市は、2012年度においても、2019年度においても、客観的かつ合理的な予測はしていません。佐世保市は勝手に、「これくらい水が必要」と決めて、その数値になるように水需要予測を「創作」してきたにすぎません。それについては、控訴理由書及び控訴人らの第1、第4準備書面で詳細に主張しておりますのでそちらを精査してください。

佐世保市の水需要予測がでたらめであることは、これまでのどの予測も、同じように水需要が増えると予測し、同じようにそれが大きく実績値と違っており、それにもかかわらず、次の予測でも同じように予測していることから明らかです。

そのことが一目でわかるように、これまで同様、末尾に佐世保市の水需要予測と実績値のグラフを[末尾](#)に掲げておきます。

第3 「災害」は合理的理由とならないこと

- 1 佐世保市は、水需要予測が不合理に大きいことについて、二言目には「万が一の災害が生じることを考慮して」と言います。
- 2 しかし、石木ダム建設の必要性は、「いつ起きるかわからない天災に備える」ことでは合理化できません。そのようなことは設計指針のどこにも書いていません。設計指針が言う「10年に一回程度の渇水でも水不足にならないように」は、「いつ起こるかわからない災害を想定して」と同義語ではありません。
- 3 しかも本件事業は、13世帯が平穏に生活している土地を収奪し、その平穏な生活を侵害するものです。「起きるかどうかわからない大渇水や大規模事故が生じても佐世保市民が水を飲める」ようにするために「現にそこで平穏な生活を営んでいる13世帯を犠牲にする」ことは到底許されません。

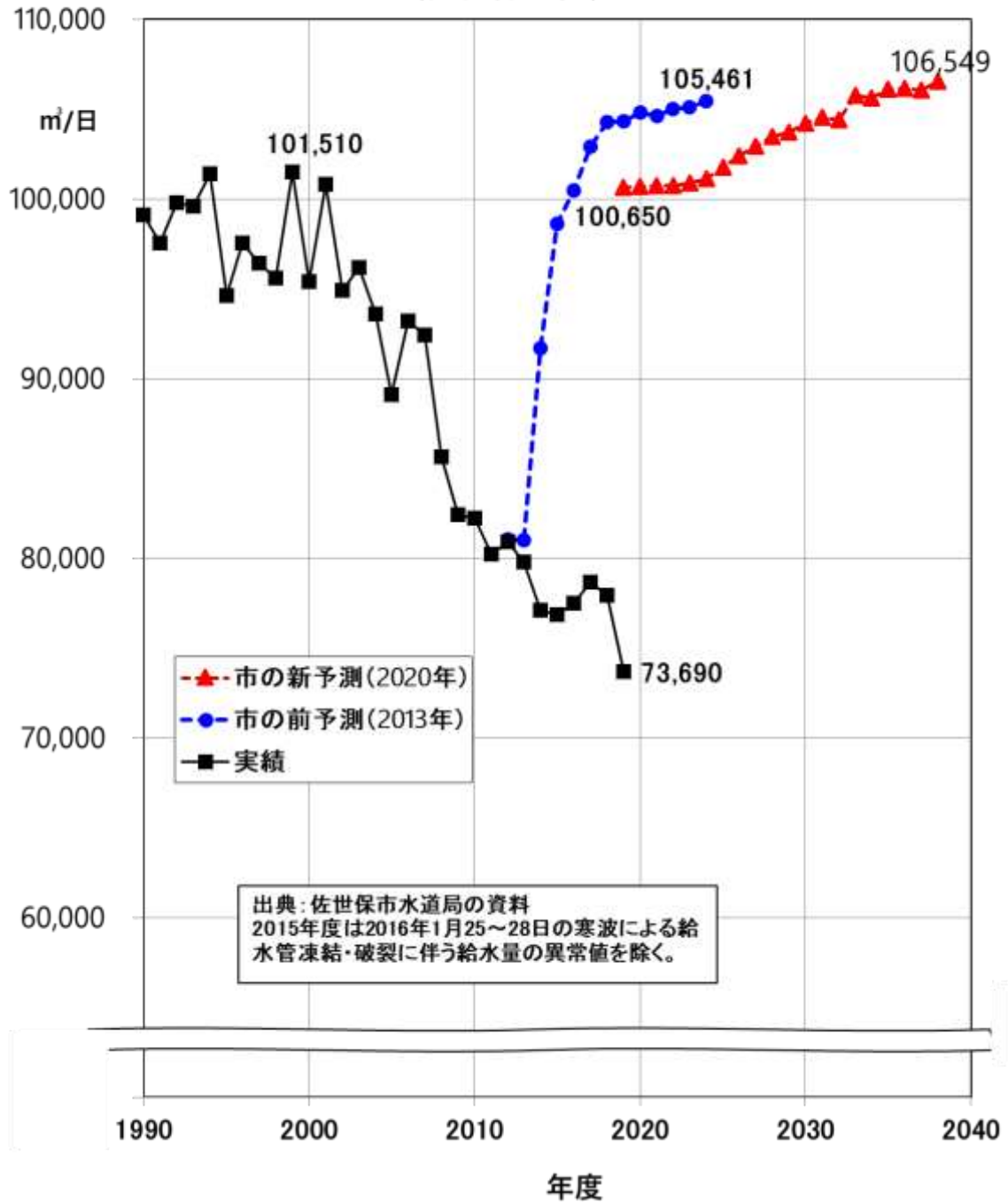
それは、こういう例を考えれば明らかでしょう。「佐世保市で万が一地震が起きた時避難できるように、佐世保市の真ん中に東京ドーム並みの陸上競技場を作ろう。だからそのために土地を収用する」と。土地所有者はもとより、佐世保市民のほとんどは、そのような考えを了解しないでしょう。しかし今佐世保市が言っていること・行っていることは、まさしくそのことなのです。しかも他の自治

体の住民に対して、です。言語道断。それ以外評する言葉がありません

第4 以上述べましたように、「2038年の佐世保市の水需要が(次頁のグラフのようにここまで)大きく増える」という予測は、明らかに誤っています。そして「もしかしたら起こるかもしれない万が一の災害」のために13世帯の平穏な生活を侵害することが許されないことも明らかです。したがって、本件工事は速やかに差し止められなければなりません。

以上

佐世保市水道の一日最大給水量の実績と市予測 (佐世保地区)



以上